国及び県の肥料価格高騰対策事業申請に係る

令和5年２月

意向調査票

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 受付日 | 組合員コード | | 申請区分【ＪＡ販売品目】 |
| 令和５年　　　月　　　日 |  | |  |
| 受付担当者 | | 支所名又は支所コード | |
|  | |  | |

【申請者】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所（地名・地番）　アパート名など建物名まで記入下さい。 | | |
| 〒　　　- | | |
| 連絡先（固定電話） | | 連絡先（携帯電話） |
|  | |  |
| 申請者名（法人・団体の場合は団体又は法人名） | | |
| (フリガナ) |  | |
| 氏名 |  | |
| 代表者名（法人・団体の場合） | | |
| (フリガナ) |  | |
| 代表者氏名 |  | |

【連絡先】（申請者と異なる場合のみ）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所（地名・地番）　アパート名など建物名まで記入下さい。 | | |
| 〒　　　- | | |
| 連絡先（固定電話） | | 連絡先（携帯電話） |
|  | |  |
| (フリガナ) |  | |
| 連絡先氏名 |  | |

|  |
| --- |
| ※ 太枠内の必要事項を記入の上、各地区事業部営農課又は営農技術員へ　提出願います。  ※ 申請意向調査票を提出頂いた方に対して、後日、本申請に係る書類等を郵送致しますので、改めて本申請をお願い致します。  **【提出期限：令和5年2月17日（金）まで】** |

**１．ＪＡによる伴走支援フローチャート**

ＪＡから申請は出来ません。

**(１) ＪＡ信州うえだの組合員ですか？**

|  |  |
| --- | --- |
| **□　組合員です** | **□　組合員ではありません** |

受給対象者ではないため、申請が出来ません。

**(２) 直近で販売実績がある農業経営者ですか？**

　(※)マルシェ国分、食彩館、新鮮市真田、愛菜館、東部直売会

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **□ ＪＡ出荷者又はＪＡ直営直売所(※)で出荷実績があります。** | **□ ＪＡ以外で販売実績があります。** | **□ 認定新規就農者で直近の販売実績がありません。** | **□ 販売実績がありません。** |

本申請の際に

「認定書」の写しが必要です。

本申請の際に

「販売伝票等」の

写しが必要です。

ＪＡから申請は出来ません。（購入先にお問い合わせ下さい。）

**(３) 肥料はＪＡから購入していますか？**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **□ 全てＪＡから購入しています。** | **□ 一部をＪＡ以外から購入しています。** | **□ ＪＡから購入していません。** |

ＪＡ以外から購入した分については、ＪＡから申請が出来ません。（購入先にお問い合わせ下さい。）

受給対象者ではないため、申請が出来ません。

**(４) 化学肥料の使用量を２割以上削減に向けた取り組みを**

**行いますか？**

　(※)具体的な取り組みメニューは、チラシを参照下さい。

|  |  |
| --- | --- |
| **□ 取り組みます。** | **□ 取り組みません。** |

ＪＡの伴走支援対象者となりますので、次項へお進み下さい。

２．支援金額のシミュレーション

☆該当する箇所に☑や金額を記入して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | ☑ | 備考 |
| １ | 令和4年6月以降、令和4年秋用肥料または令和5年春用肥料として使用するために購入した肥料代金はいくらですか。  ※ 培土・土壌改良剤等の資材は支援対象になりません。 | □（約　　　　　　円） | ※1  (項目５で使用します。)  → 原則、「令和4年秋用肥料」又は「令和5年春用肥料」の購入代金が支援対象になります。 |
| ２ | 購入した際の請求書・領収書は保存していますか？  また、予約注文書はありますか？ | □保存しています |  |
| □保存していません  　(無いもの)  □予約注文書  □請求書  □領収書 | → 本申請の際にＪＡへ相談下さい。  なお、現金取引の際に発行された領収書・レシートは再発行出来ませんので、その分は申請出来ません。 |
| ３ | 【肥料の一部をＪＡ以外から購入されている方のみ】  ＪＡ以外から肥料の購入金額はおよそいくらですか？ | □（約　　　　　　円） | ※2  (項目５で使用します。) |
| ４ | 【東御市に在住の方のみ】  東御市で実施している「農業用生産資材調達支援事業補助金（農業用肥料の購入補助）」に申請しましたか？又は申請する予定がありますか？ | □申請しています。  又は申請予定です | → 国・県の支援金の交付額が調整される可能性があります。 |
| □申請していません。  又は申請予定もありません。 |  |
| ５ | 交付される支援金のシミュレーション  ・次の計算式に当てはめて計算し、支援金の交付額の目安を確認しましょう。  （仮条件：価格上昇率は1.4、支援割合は0.8、各市町村からの支援金の交付額は考慮しない。）  円  (※1) から (※2)及びＪＡ大口奨励金額を差し引いた額  円  (※1) から (※2)及びＪＡ大口奨励金額を差し引いた額  支援金＝（　　　　　　　　　 －　　　　　　　　 　÷ 1.4 ÷ 0.9 ）×0.8  円 (※あくまでも目安です。)  　　　＝ | | |

３．重要事項の確認

★次の項目の記載内容を確認した上で☑を記入して下さい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 項　目 | 内　　容 | ☑ |
| １ | 振込手数料の控除 | ・ＪＡでは、国からの支援金の入金の際に支援金から振込手数料などの事務手数料を差し引きます。 | □ |
| 2 | 実績報告書の提出 | ・令和5年12月及び令和6年12月に「実績報告書」をＪＡを通じて国や県に提出する義務があります。 | □ |
| 3 | 書類の保存 | ・化学肥料の使用量の低減に向けた取り組みを行い、取組内容がわかる書類等（土壌診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）を令和10年度末まで保管する義務があります。 | □ |
| 4 | 調査への協力 | ・国や県、協議会からの依頼に基づき現地確認が行われる際には協力をお願いします。 | □ |

**上記１～３の内容を確認のうえ、今後、化学肥料の使用量を２割以上低減に向けた取り組みを行い、国及び県が実施する「肥料価格高騰対策事業」へ参加するためＪＡを通じて申請する意向です。**

|  |
| --- |
| **自　　署：** |